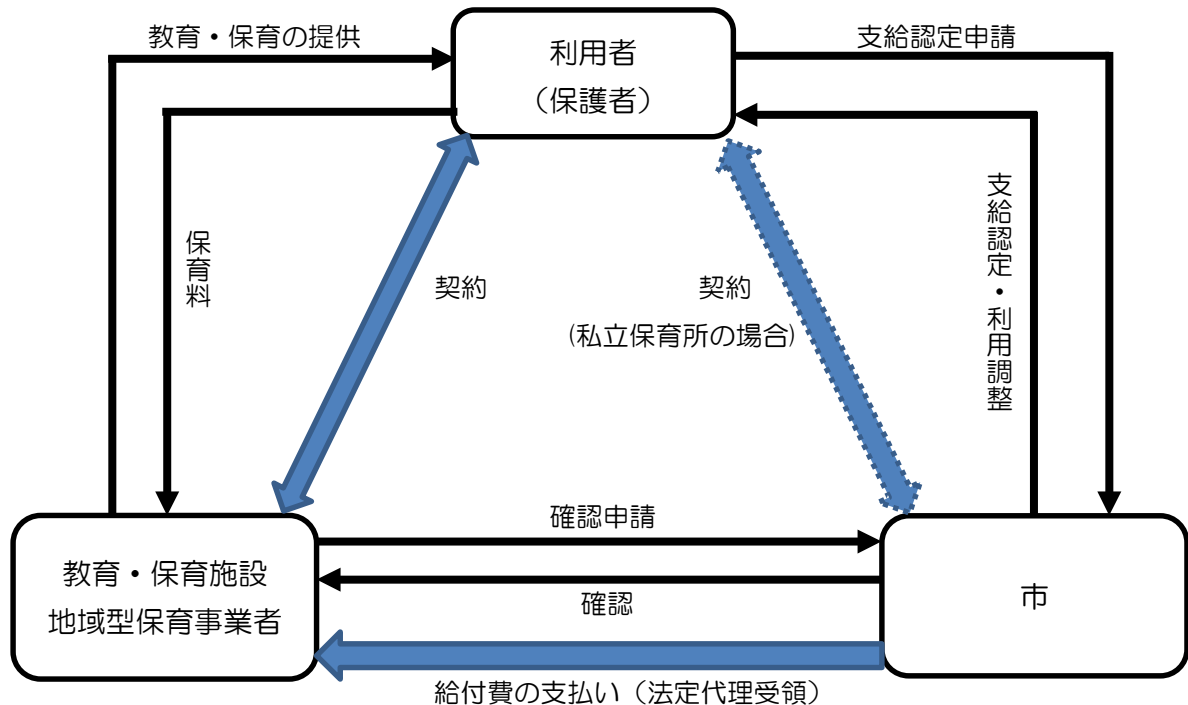


子ども・子育て支援新制度における利用者（保護者）・事業者・市の関係のイメージ



※私立保育所を利用する場合は、従来同様、市と利用者との契約になる。(保育料も市に支払う)
 ※本来、利用者(保護者)に支払われるべき給付費は、子ども・子育て支援法により法定代理受領として教育・保育施設又は地域型保育事業者に直接教育・保育費用として支払われる。

新しい制度では、

- ①利用者(保護者)が、市に対して教育・保育の必要性等の認定を申請し、市が支給認定を行います。
- ②認定を受けた利用者(保護者)が、市から給付の対象施設・事業者の基準を満たしているとして確認を受けた教育・保育施設(認定こども園、認可幼稚園、認可保育所)や地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)を利用したとき、
- ③市から、給付が行われます。

このような仕組みに関して、市では必要な基準等を定めていくこととなります。